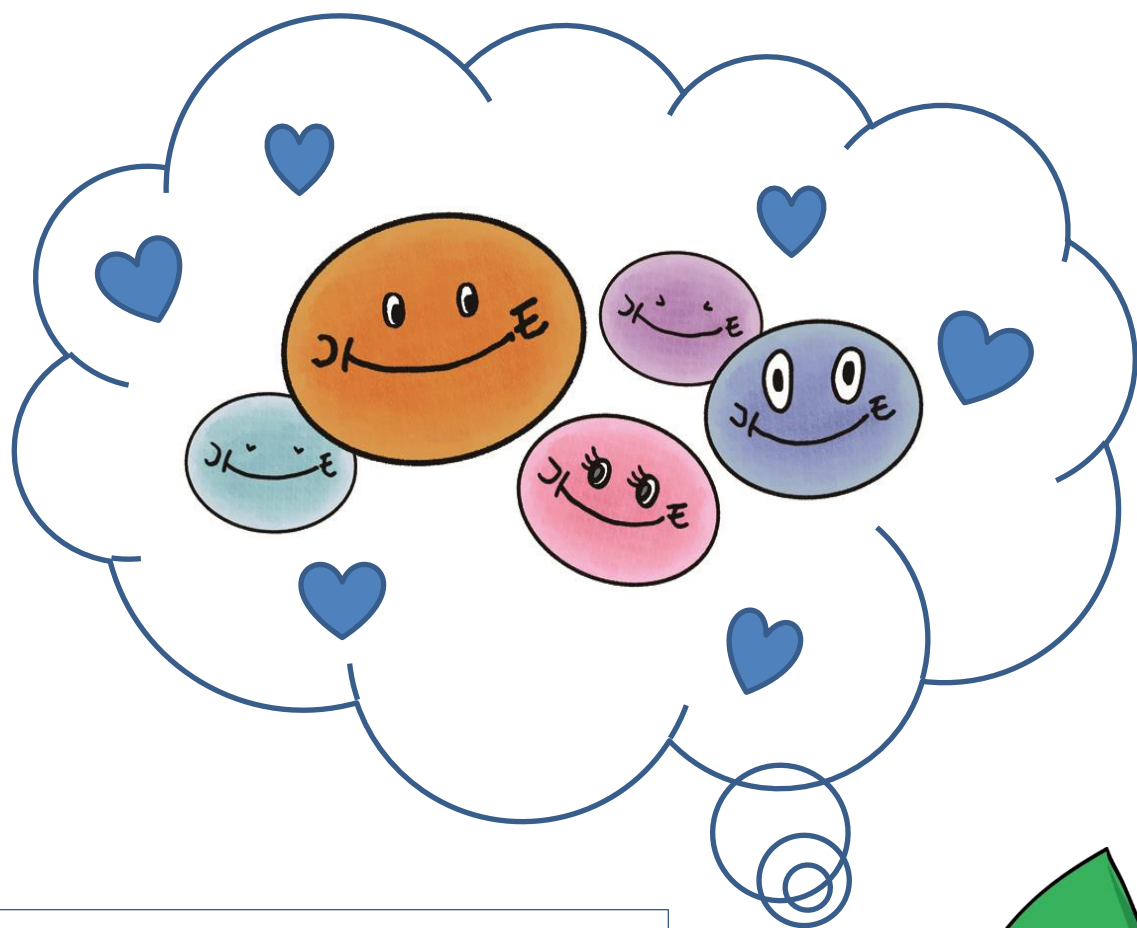


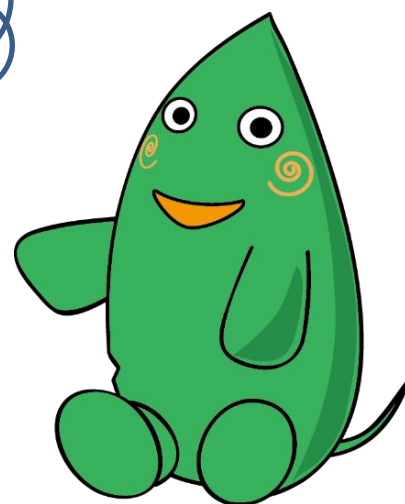
ひとり親家庭のしおり

令和7年4月

大和市



親とこどもの住む 暮らす 学ぶ 働くを総合支援
「こどもすくすくスクエア」



目 次

1. 【 手 当 】	
(1) 児童扶養手当	
(高校3年生(相当)までの児童を養育しているひとり親家庭等の方)	4
(2) 児童手当(高校3年生(相当)までの児童を養育している方)	4
(3) 特別児童扶養手当(障害のある20歳未満の児童の保護者)	4
2. 【 医 療 】	
(1) ひとり親家庭等医療費助成	
(ひとり親家庭等の方と高校3年生(相当)までの児童)	5
(2) 子ども医療費助成(高校3年生(相当)までの児童)	5
3. 【 住 ま い 】	
(1) ひとり親家庭等家賃助成	
(20歳未満の児童を養育しているひとり親家庭等の方)	5
(2) 市営住宅	5
(3) 県営住宅	6
(4) 住居確保給付金(離職や休業等によって家賃の支払いが困難になった方)	6
(5) ひとり親家庭住宅支援資金貸付事業	6
4. 【 就 労 支 援 】	
(1) 自立支援教育訓練給付金(就労に役立つ講座を受講したいひとり親家庭の方) ・	7
(2) 高等職業訓練促進給付金(国家資格を取りたいひとり親家庭の方)	8
(3) 高等職業訓練促進資金貸付(国家資格を取りたいひとり親家庭の方)	9
(4) 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	
(高等学校卒業程度認定試験を受験したいひとり親家庭の親と子)	10
(5) 職業訓練の優先枠(就労に役立つ技術を習得したいひとり親家庭の方)	11
(6) マザーズコーナー(子育てをしながら就職を希望する方)	11
5. 【 保 育 ・ 教 育 】	
(1) 保育所等への入所	12
(2) 保育所等の一時預かり	12
(3) 病児保育	13
(4) 幼児教育・保育無償化の申請	14
(5) 放課後児童クラブ	15
(6) 放課後子ども教室	15
(7) 寺子屋やまと	16
(8) ファミリーサポートセンター	16
(9) こども食堂	17
6. 【 就 学 】	
(1) 就学援助制度(義務教育中の児童を養育している方)	18
(2) 高等学校等就学支援金	18
(3) 私立高等学校等の学費補助	18
(4) 神奈川県高校生等奨学給付金	18
(5) 母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度(県事業)	19
(6) 生活福祉資金の貸付制度	19
7. 【 相 談 】	
(1) ひとり親家庭等の相談	19

(2) 「ひとり親家庭・いつでもメール相談」	19
(3) 親子交流・養育費	20
(4) 「かながわひとり親家庭相談LINE」	20
(5) 「福祉ここから相談窓口」	20
(6) DV相談	21
(7) 法律相談	21
(8) 子育て何でも相談・応援センター	22
(9) 家庭訪問型子育て支援ボランティア ホームスタート事業	22
(10) 青少年相談室	22

8. 【 その他 】

(1) 税金の控除（ひとり親控除）	23
(2) 国民年金保険料の免除	23
(3) JR定期乗車券の割引	23
(4) 水道料金の減免（県事業）	23
(5) 母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度（県事業）	23
(6) 生活福祉資金の貸付制度	23
(7) 大和市母子寡婦福祉会「むぎの穂」	23

【ひとり親家庭などへの支援制度（Q&A）】

1. 児童扶養手当

① どのような人が手当を受けられるのですか？	24
② 手当の額はどれくらいですか？	24
③ 所得の制限はありますか？	25
④ 手当を受ける手続きは？	26
⑤ 手当の支給方法はどのようになっていますか？	26
⑥ 「現況届」について	26

2. ひとり親家庭等医療費助成事業

① どのような制度ですか？	27
② どのような人が対象となりますか？	27
③ 所得の制限はありますか？	28
④ 助成を受ける手続きは？	29
⑤ どのように医療費の助成を受けるのですか？	29
⑥ 「現況届」について	29

3. ひとり親家庭等家賃助成事業

① どのような制度ですか？	30
② どのような人が対象となりますか？	30
③ 助成の額はどれくらいですか？	30
④ 所得の制限はありますか？	30
⑤ 支給方法はどのようになっていますか？	30
⑥ どのような手続きが必要ですか？	31
⑦ 「現況届」について	31

問い合わせ先一覧 32～35

ひとり親家庭の方へ「むぎの穂」（大和市母子寡婦福祉会）に入会しませんか？ 37

離婚後の「養育費の支払」と「親子交流」について 38

こどもの養育に関する合意書 39

1. 【 手 当 】

(1)児童扶養手当 所得制限あり 【こども総務課】 (保健福祉センター本館2階) 電話 260-5608	児童が18歳に達する日以後の最初の3月31日までにある児童(政令の定める程度の障害にある児童は20歳未満まで対象)を監護しているひとり親家庭の方等に手当を支給します。手当額は児童の人数や所得に応じて異なります。 ≪手当額≫ ・児童1人の場合〈全部支給〉月額46,690円 〈一部支給〉月額46,680円～11,010円 ・児童2人目以降は所得に応じて加算されます。 詳細は24～26ページをご覧ください。													
(2)児童手当 所得制限なし 【こども総務課】 (保健福祉センター本館2階) 電話 260-5608	高校生年代までの児童を養育している方に支給します。 児童扶養手当との併給ができますが、離婚等により、受給者変更等の手続きが必要となる場合があります。 ≪手当額≫ <table><tr><th rowspan="2">区 分</th><th colspan="2">月額(児童1人あたり)</th></tr><tr><th>第1子・第2子</th><th>第3子以降</th></tr><tr><td>・3歳未満</td><td>15,000円</td><td rowspan="2">30,000円</td></tr><tr><td>・3歳以上 ～高校生年代</td><td>10,000円</td></tr><tr><td>・大学生相当</td><td colspan="2">児童数のカウントのみ</td></tr></table> ※第3子以降とは、養育している大学生相当まで(22歳の誕生日後の最初の3月31日まで)のお子さんのうち、3番目以降をいいます。	区 分	月額(児童1人あたり)		第1子・第2子	第3子以降	・3歳未満	15,000円	30,000円	・3歳以上 ～高校生年代	10,000円	・大学生相当	児童数のカウントのみ	
区 分	月額(児童1人あたり)													
	第1子・第2子	第3子以降												
・3歳未満	15,000円	30,000円												
・3歳以上 ～高校生年代	10,000円													
・大学生相当	児童数のカウントのみ													
(3)特別児童扶養手当 所得制限あり 【障がい福祉課】 (保健福祉センター本館5階) 電話 260-5665	知的・精神または身体に中程度以上の障がいのある20歳未満の児童の保護者に手当を支給します。 離婚等により、受給者変更等の手続きが必要となる場合があります。 ≪手当額≫(R7.4.1現在) ・重度障害児1人につき月額56,800円(手当等級1級) ・中度障害児1人につき月額37,830円(手当等級2級) ※障害者手帳と手当等級とは一致しない場合があります。													

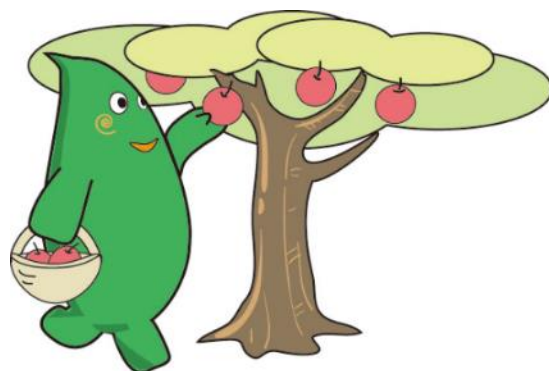
2. 【 医 療 】

(1)ひとり親家庭等 医療費助成 所得制限あり 【こども総務課】 (保健福祉センター本館2階) 電話 260-5608	ひとり親家庭の親と子等が医療機関で受診した際に、保険診療の自己負担額を助成します。 児童が18歳に達する日以後の最初の3月31日までが原則ですが、児童に一定の障害がある場合、又は学校教育法に規定する高等学校(定時制・通信制・留年を含む)に在学している場合は、20歳未満まで期間を延長することができます。 詳細は27～29ページをご覧ください。
(2)子ども医療費助成 【こども総務課】 (保健福祉センター本館2階) 電話 260-5608	0歳から高校卒業相当年齢(18歳に達する日以降の最初の3月31日)までの児童の通院・入院で、他の医療費助成の対象とならない場合に、保険診療の自己負担額を助成します。

3. 【 住まい 】

(1)ひとり親家庭等 家賃助成 所得制限あり 【こども総務課】 (保健福祉センター本館2階) 電話 260-5608	20歳未満の児童を監護しているひとり親家庭の方等が賃貸借契約している住宅に居住している場合に、家賃の一部を助成します。 ≪受給要件≫ ・大和市民になって引き続き1年以上居住している ・賃貸借契約の契約者が申請者本人である 等 ≪助成額≫ 実際に支払った家賃の月額から基準額(24,000円)を控除した額。月額10,000円が限度。 詳細は30～31ページをご覧ください。
(2)市営住宅 所得制限あり 【建築指導課 建築住宅係】 (市役所本庁舎4階) 電話 260-5422	【定期募集】 「広報やまと」6月号、10月号で、募集記事を掲載します。住宅困窮度合いに基づいて入居者を選考します。入居予定時期は、募集の4～5ヶ月後です。 ≪市営住宅申込条件≫ 次のすべてに該当する方(申込者は成人であること) ・親子等を主体とした家族であること ・市で定める基準日時点で、大和市に住民登録してから継続して3年以上居住している ・住宅に困窮している理由がある ・月額所得金額が公営住宅法に定める基準内である ・市税等や現に入居中の家賃等を滞納していない ・申込者又は同居しようとする親族が暴力団員でない ・国内外を問わず持ち家がない ※詳細は、建築指導課建築住宅係までお問い合わせください。

(3)県営住宅 所得制限あり 問い合わせ先 【(一社)かながわ土地建物保全協会 (入居者募集担当)】 (横浜市中区日本大通 33 県住宅供給公社ビル 8 階) 電話 045-201-3673	【定期募集】 「県のたより」5月号、11月号に募集記事が掲載されます。抽選等に基づき入居者を決定します。父子・母子世帯の方は、当選率が優遇されます。 【常時募集】 定期募集で入居が決まらなかった空き住戸が出た場合に、「県のたより」4月号以降に募集記事が掲載されます。(以降はホームページにて受付状況を公開)原則先着順で入居者を決定します。 ※詳細は、募集業務を担当している(一社)かながわ土地建物保全協会までお問い合わせください。 ≪県営住宅申込条件(共通)≫ 次のすべてに該当する方 ・親子等を主体とした家族であること ・住宅に困窮している理由がある ・月額所得金額が公営住宅法に定める基準内である ・個人の県民税および市町村民税等を滞納していない ・県営住宅の家賃を滞納していない ・申込者又は同居しようとする親族が暴力団でない ・国内外を問わず持ち家がない
(4)住居確保給付金 【大和市社会福祉協議会自立相談窓口】 (市役所第2分庁舎) 電話 200-6177	離職や休業等によって家賃の支払いが困難になった方に家賃や転居費用の補助を支給するとともに、再就職に向けた支援をします。(支給要件および上限額等があります)
(5)ひとり親家庭住宅 支援資金貸付事業 【こども総務課】 (保健福祉センター本館2階) 電話 260-5608	母子・父子自立支援プログラムの策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組んでいる児童扶養手当受給者に対し、自立を促進する為に住宅の借りに必要となる資金を貸付する事業です。 貸付を受けた日から1年以内に就職又はより高い所得の見込まれる転職等を行い、1年間引き続き就業を継続した場合には貸付金の返還が免除されます。 ≪対象≫ 市内に住所があり、児童扶養手当受給者(同等の水準の者を含む。ただし、所得水準を超過した場合でも1年以内であれば対象とする)であって、母子・父子自立支援プログラムの策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組んでいる方。 ※詳しくは、こども総務課の母子・父子自立支援員に相談してください。 ≪貸付金額≫ 12か月の範囲内で、入居している家賃の実費(月額上限4万円まで) ※R6年度の実績です。R7年度は変更の可能性があります。



4. 【 就労支援 】

自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金、高等職業訓練促進資金貸付、高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の各事業は、事前相談が必要となりますので、ご注意ください。

(1) 自立支援教育 訓練給付金

所得制限あり

【こども総務課】

(保健福祉センター本館2階)

電話 260-5608

市内に住所があって、次のすべてに該当する父子・母子家庭の父又は母が、指定の講座（雇用保険制度の教育訓練給付の指定講座）などを受講する際に支払った受講費用の一部を、受講終了後に支給します。

≪受給要件≫ 次のすべてに該当する方

- ・自立に向けた計画（母子・父子自立支援プログラム）の策定を受けている者であり、児童の年齢が20歳未満である

※自立に向けた計画（母子・父子自立支援プログラム）については、こども総務課へお問い合わせのうえ、母子・父子自立支援員にご相談ください。

- ・教育訓練を受けることが、適職につくために必要であると認められる

- ・過去に自立支援教育訓練給付金の支給を受けたことがない

≪給付額≫

① 一般教育訓練給付金又は特定一般教育訓練給付金の指定講座

→受講料の60%相当額

（下限12,001円から上限200,000円まで）

② 専門実践教育訓練給付金の指定講座

→受講料の60%相当額

（下限12,001円から1,600,000円まで）

受講修了後1年以内に資格取得し、取得した資格を要する職に就いた場合は、入学料及び受講料の85%

（上限2,400,000円（修業年数（最大4年）×600,000円））

※雇用保険法による教育訓練給付金の受給資格があり、教育訓練給付金の支給を受ける場合は、自立支援給付金との差額を支給します。

※特定一般教育訓練給付金と専門実践教育訓練給付金の対象講座は、専門資格の取得を目的とする講座に限ります。

※給付の対象となる講座については、受講開始日前に教育訓練講座としての指定が必要となります。



(2) 高等職業訓練
促進給付金

所得制限あり

【こども総務課】

(保健福祉センター本館 2 階)

電話 260-5608

市内に住所があって、次のすべてに該当する父子・母子家庭の父又は母が、看護師、介護福祉士、歯科衛生士、美容師、調理師などの専門的な資格を取得するために養成機関で修業する場合に、給付金を支給します。

《受給要件》 次のすべてに該当する方

- ・修業開始時に、児童扶養手当の支給を受けている、または同様の所得水準にあり、児童の年齢が20歳未満である

※児童扶養手当の支給を受けている者と同等の所得水準を超えた場合であっても、その後1年間に限り、引き続き対象者とする

- ・対象資格を取得するため、養成機関で6カ月以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる
- ・育児と修業の両立が困難である
- ・過去に本給付金その他これに類する制度による支援を受けたことがない

《給付金の種類と給付額》

「高等職業訓練促進給付金（月額）」

住民税非課税世帯 100,000円

住民税課税世帯 70,500円

※養成機関における課程の修了までの期間の最後の12カ月については、4万円加算となります。

※修業期間の全期間（上限48カ月）で、申請のあった月から支給開始となります。

「特定高等職業訓練促進給付金（月額）」（対象の方に加算）

対象資格：看護師・介護福祉士・保育士

扶養している児童が2人以下の方 30,000円

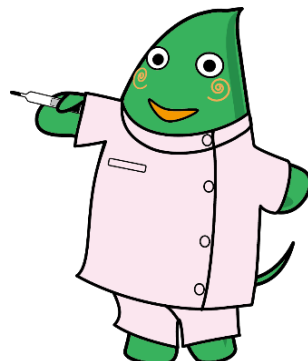
扶養している児童が3人以上の方 50,000円

「修了支援給付金（一時金）」（課税対象）

住民税非課税世帯 50,000円

住民税課税世帯 25,000円

修了日から起算して原則30日以内に申請してください。



(3) 高等職業訓練 促進資金貸付 (平成29年4月から) 【こども総務課】 (保健福祉センター本館2階) 電話 260-5608	市内に住所があり、高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格取得を目指す父子・母子家庭の父又は母に対し、自立を促進するための資金を貸し付けます。 ≪対象≫ 次のすべてに該当する方 ・平成28年1月20日以降に高等職業訓練促進給付金を受給した方で養成機関を修了する、又は平成28年4月以降に養成機関で修業を開始し、高等職業訓練促進給付金を受給する ・養成機関の課程を修了の上、資格を取得し、かつ取得した資格が必要な業務に5年間引き続き従事する意思がある ・過去に高等職業訓練促進資金貸付を受けたことがない ※「専門実践教育訓練給付金」を受給している場合や、「介護福祉士等修学資金貸付金」または「保育士修学資金貸付金」の貸付を受けている場合は対象となりません。 ≪貸付金の種類と金額≫ 「入学準備金」 500,000円以内 高等職業訓練促進給付金を受給する方が養成機関に支払う入学金、教材費等の納付金その他、参考図書、学用品、交通費等の費用 「就職準備金」 200,000円以内 養成機関の課程を修了し資格を取得した方が就職するにあたり必要な費用 ※「専門実践教育訓練給付金」を受給していても「就職準備金」は対象となります。 ≪申請期限≫ ・入学準備金：入学月の翌々月の月末まで ・就職準備金：就職した月の翌々月の月末まで ≪申請先≫ 神奈川県社会福祉協議会へ簡易書留で申請書類を郵送 (事前相談や申請書の配布は大和市こども総務課へ) ≪返還免除要件≫ 養成機関の課程を修了し、かつ資格取得した日から1年以内に就職し、取得した資格が必要な業務に、5年間引き続き従事した場合は、返還が免除されます。なお、免除には手続きが必要です。 修学を経済的に支援する他の制度等、詳しくはこども総務課の母子・父子自立支援員に相談してください。
--	--

(4) 高等学校卒業程度
認定試験合格支援
事業

所得制限あり

【こども総務課】

(保健福祉センター本館2階)

電話 260-5608

市内に住所があって、次のすべてに該当する父子・母子家庭の父もしくは母、又は児童が、高等学校卒業程度認定試験（以下、高卒認定試験）の合格を目指す講座（通信制講座を含む）を受講する場合に、給付金を支給します。

≪受給要件≫ 次のすべてに該当する方

・受講開始時に、自立に向けた計画（母子・父子自立支援プログラム）の策定を受けている者であり、児童の年齢が20歳未満である。

※自立に向けた計画（母子・父子自立支援プログラム）については、こども総務課へお問い合わせのうえ、母子・父子自立支援員にご相談ください。

・就学経験、就業経験、技能、資格の取得状況等から判断して、高卒認定試験に合格することが適職に就くために必要であると認められる

・過去に高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金を受けたことがない

※高卒認定試験の試験科目の免除を受けるため高等学校に在籍して単位を修得する講座を受け、高等学校等就学支援金制度の支給対象となる場合は対象となりません。

※受講する講座については、受講開始前に高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の対象講座としての指定が必要となります。

≪給付金の種類と給付額≫

(1) 「受講開始時給付金」

①通信制

受講費用の4割相当額

(下限4,001円から上限100,000円まで)

②通学又は通学及び通信制併用

受講費用の4割相当額

(下限4,001円から上限200,000円まで)

※講座の受講開始後に支給します。受講開始日から起算して30日以内に申請してください。

(2) 「受講修了時給付金」

①通信制

受講費用の5割相当額

(下限4,001円から上限200,000円まで。)

ただし、(1)を受給している場合は、その金額を控除した額)

②通学又は通学及び通信制併用

受講費用の5割相当額

(下限4,001円から上限250,000円まで。)

ただし、(1)を受給している場合は、その金額を控除した額)

※講座の受講修了後に支給します。受講修了日から起算して30日以内に申請してください。

(3) 「合格時給付金」

①通信制

受講費用の6割相当額

((1)及び(2)とあわせて、上限500,000円)

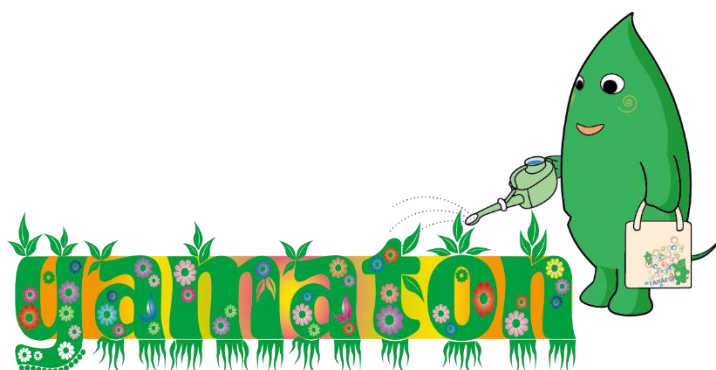
②通学又は通学及び通信制併用

受講費用の5割相当額

((1)及び(2)とあわせて、上限500,000円)

※受講修了日から起算して2年以内に高卒認定試験に全科目合格した場合に支給します。合格証書に記載されている日付から起算して40日以内に申請してください。

(5)職業訓練の優先枠 【ハローワーク大和】 (大和市深見西 3-3-21) 電話 260-8609	技術を習得し、就職する意欲のあるひとり親家庭の方を対象に、入校優先枠を設けた職業訓練を実施しています。
(6)マザーズコーナー 【ハローワーク大和】 (大和市深見西 3-3-21) 電話 260-8609	子育てをしながら就職を希望する方の、個々の状況に合わせた就職活動のお手伝いをしています。お子さん同伴で相談ができ、早期就職を目指す方には、予約制の職業相談もあります。



5. 【 保育・教育 】

(1) 保育所等への入所 【ほいく課】 (保健福祉センター本館 2 階) 電話 260-5607 〈保育コンシェルジュ〉 大和市子育て支援施設： 中央林間駅 徒歩約 1 分 中央林間東急スクエア 3 階 大和市子育て支援センター： 桜ヶ丘駅 徒歩約 10 分 まごころ地域福祉センター 2 階 こども～る大和： 大和駅 徒歩約 5 分 こどもの城 2 階 大和市屋内こども広場： 大和駅 徒歩約 3 分 大和市文化創造拠点シリウス 3 階	保護者が仕事や病気などのために家庭で保育できない場合に、保育所・認定こども園（保育所機能部分）・地域型保育事業で、保護者に代わってお子さんを保育します。保育対象年（月）齢、保育時間は施設等によって異なります。 ≪休園日≫ 日曜日、国民の祝日及び 1 2 月 2 9 日から翌年 1 月 3 日 ≪申込方法≫ ほいく課窓口へ直接提出もしくは郵送して下さい。利用を希望する月や申込方法により、申込時期が異なります。 ≪保育料≫ 保護者等の所得や児童の年齢等に応じて決定されます。 ≪保育コンシェルジュ≫（予約制）【予約サイト】 お子さんの預け先について、専門の相談員が市内 5 か所（ほいく課・大和市子育て支援施設・大和市子育て支援センター・こども～る大和・大和市屋内こども広場）で相談に応じています。 【URL】 https://www.city.yamato.lg.jp/section/ehon_no_machi/purpose/O/O00013.html  【二次元コード】
(2) 保育所等の一時預かり 【ほいく課】 (保健福祉センター本館 2 階) 電話 260-5607	保育所等や幼稚園に通われていないお子さんを対象として、ご家庭での保育が一時的に困難となった場合や、子育てにおける保護者の負担軽減のために、お子さんをお預かりする制度です。なお、1 日の受入人数に限りがあるため、希望する施設の受入れ状況によっては利用できない場合があります。 ≪保育時間≫ 公立保育園：月曜日～金曜日の午前 8 時 3 0 分～午後 5 時 （国民の祝日及び年末年始（1 2 月 2 9 日～1 月 3 日）等を除く）その他の施設については、直接お問い合わせください。 ≪実施施設≫ 市内の認可保育園（市立保育園含む）、小規模保育園 一部幼稚園 ≪対象児童≫ 公立保育園：市内在住の満 6 か月～小学校就学前の児童 その他保育所等：園毎に異なるため、直接お問い合わせください。 ≪申込方法≫ 利用したい施設に直接申し込んでください。 ≪一時預かりの区分≫ 【緊急的保育】 お子さんの保育が一時的に必要な場合に利用できます。 【非定型的保育】 就労や就学など、週に何日か保育が必要な状況が一定期間継続する場合に利用できます。 ≪その他、詳細情報について≫ 次の URL、二次元コードからアクセス可能な大和市 WEB サイトにて実施施設の一覧等を掲載しています。 【URL】 https://www.city.yamato.lg.jp/section/ehon_no_machi/purpose/O/O00019.html  【二次元コード】

(3)病児保育

【ほいく課】

(保健福祉センター本館2階)

電話 260-5672

お子さんが当面症状の急変は認められないものの、病氣中または病氣の回復期にあり集団生活が難しく、保護者が仕事を休めない等ご自宅で保育ができない場合に、お子さんをお預かりします。

《対象》 次のすべてに該当する子ども

- ・病氣中又は病氣の回復期にある子ども（麻疹など症状によってお預かりできない場合があります。）
- ・保護者が仕事や病氣などのため、家庭で保育を受けることができない子ども
- ・市内または連携市町村（厚木市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛川町、清川村）に住む、生後6ヶ月から小学6年生までの子ども（連携市町村以外に在住する方は、各施設へお問い合わせください。）

《利用料金》

1日 2,000円（生活保護法による被保護世帯の費用負担は免除）

※おやつ、飲み物は利用料金に含まれますが、原則として、昼食は利用者が用意してください。

《利用方法》

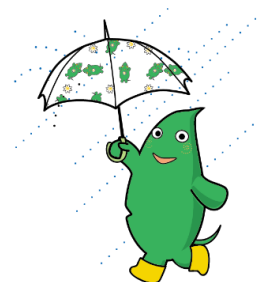
- ・それぞれの病児保育室へ利用登録をしてください。
- ・利用の際には、事前に予約を入れてください。

※初めて利用する方は、事前に利用方法・提出書類等について、直接病児保育室にお問い合わせください。

《実施施設》

施設名	所在地等	定員	開所時間等 ※	最寄り駅
大和市病児保育室 ぽかぽか	深見西 8-3-39（大和市立病院敷地内） ☎263-5115	（原則） 4人	月曜日～金曜日 午前8時30分～ 午後6時30分	鶴間駅 徒歩13分
もみの木医院 病児保育室	大和南 2-6-5 ☎261-6164	（原則） 15人	月曜日～金曜日 午前8時30分～ 午後6時30分	大和駅 徒歩3分

※土、日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）、施設が指定する日を除く。



(4) 幼児教育・保育
無償化の申請

【ほいく課】

(保健福祉センター本館 2 階)

電話 260-5640

幼稚園・認可外保育施設等を利用するお子さんを持つ保護者へ、国の幼児教育・保育無償化の制度に合わせて、利用料の無償化又は助成をします。

≪対象世帯・助成額≫

利用する施設・サービス	対象 (年齢/条件)	無償化や助成の内容
施設型給付対象の幼稚園、認定こども園(幼稚園機能部分)	満 3 歳～小学校就学前まで /すべての子	無償
施設型給付対象外の幼稚園	満 3 歳～小学校就学前まで /すべての子	月額 2 万 5,700 円 を上限に助成
通っている幼稚園・認定こども園の預かり保育	満 3 歳/保育の必要性がある 住民税非課税世帯の子	月額 1 万 6,300 円 を上限に助成
	3～5 歳児クラス/保育の必要性がある世帯の子	月額 1 万 1,300 円 を上限に助成
認可外保育施設 一時預かり ファミリーサポートセンター 病児保育 (無償化の対象施設として確認された施設に限ります)	0～2 歳児クラス/保育の必要性がある住民税非課税世帯の子	月額 4 万 2,000 円 を上限に助成
	3～5 歳児クラス/保育の必要性がある世帯の子	月額 3 万 7,000 円 を上限に助成

≪申請方法≫

- ・上記の「利用する施設・サービス」を利用する場合は、利用開始の前月 20 日までにほいく課に申請書等をご提出ください。

≪請求方法≫

- ・幼稚園・認定こども園(幼稚園機能部分)・大和市認定保育施設を利用する場合は、施設を通じて無償化に関わる利用料の助成を行うため、ほいく課に対する請求手続きは必要ありません。
- ・上記以外の場合は、次の請求期日までにほいく課に請求書等をご提出ください。

施設の利用月	請求期日	支払予定月
4～6 月	7 月(25 日)	8 月末
7～9 月	10 月(25 日)	11 月末
10～12 月	1 月(25 日)	2 月末
1～3 月	4 月(25 日)	5 月末

(5)放課後児童 クラブ 【こども青少年 みらい課】 (大和市深見西 1-2-17 市民活動拠点 ベテルギウス内) 電話 260-5224	保護者の就労や疾病等により昼間保護者が家庭にいない児童を預かり、適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全な育成を図ります。 《入会対象児童》 次の要件をすべて満たす児童 ・市内に住所があって、小学校に就学している児童 ・保護者の就労、疾病等により、昼間保護者が家庭にいない児童 ・児童クラブでの集団生活ができる児童 《開所日・時間》 ・月曜日～金曜日：放課後から午後7時まで (夏休み等の学校休業日は、午前8時～午後7時) ・土曜日：午前8時～午後7時 《休所日》 日曜日、祝日、年末年始(12月29日～1月3日) 《保護者負担金等》 ・育成料：児童1人につき、月額6,300円 ・児童クラブ運営会費(おやつ代等)：月額1,500円程度 (保護者主体の運営委員会へ納付してください。) 《育成料の減免》 次に該当する場合、育成料の減免制度があります。 ・保護者が生活保護法による被保護者である場合 ・保護者又は児童と生計を同じくする者の市民税が非課税である場合 ・保護者の属する世帯が児童扶養手当受給世帯である場合 ・保護者の属する世帯が大和市ひとり親家庭等医療費助成による医療証の交付を受けている世帯である場合 等
(6)放課後子ども 教室 (放課後ひろば) 【指導室】 (市役所本庁舎2階) 電話 260-5210	放課後の校庭や体育館等を利用し、児童の安全・安心な居場所を設け、地域の人々の協力を得て、学年を超えた集団での遊びを通して社会性、自主性、創造性を養うことを目的とした放課後こども教室(通称：放課後ひろば)を実施しています。 《対象児童》 市立小学校に在籍する1年生から6年生までの児童 《開催日・時間》 授業のある日の週3日(給食のない日や長期休業中を除く) 4月～10月および3月 放課後～午後5時 10月中旬～2月 放課後～午後4時30分 ※寺子屋やまと同日開催日の開始時刻については、「放課後だより」をご確認ください。 《参加方法》 申込不要。放課後、帰宅せずに参加できる直接参加と帰宅後に参加できる帰宅後参加があります。直接参加の場合は、小学校寺子屋やまとと共通の「参加カード」に保護者の押印又はサインが必要となります。 ※子どもたちの活動を見守る運営スタッフを各校に配置しています。 ※学校ごとに開催日が異なります。各校の詳細につきましては、毎月末に学校を通して配布される「放課後だより」をご覧ください。

(7)寺子屋やまと 【指導室】 (市役所本庁舎2階) 電話 260-5210	放課後の空き教室等で学習に取り組む「小学校放課後寺子屋やまと」「中学校寺子屋やまと」を実施しています。教職経験者や教員免許を持つ支援員等に児童生徒が質問しながら、宿題や授業の予習・復習等に取り組むことができます。 ≪対象児童生徒≫ 市立小学校に在籍する1年生から6年生の児童 市立中学校に在籍する1年生から3年生の生徒 ≪申込方法≫ 事前登録不要です。 小学校では、保護者が押印又はサインした参加カードを、各小学校の寺子屋の教室へ直接持参してください。(参加カードは寺子屋で配布しています)中学校は不要です。 ≪実施日等≫ 各校とも原則週3回、午後5時まで(※小学校では11月～2月は午後4時30分まで。)また、実施日は、各小学校では毎月配布している「放課後だより」でお知らせしています。 各中学校では毎月の予定を生徒にお知らせしています。
(8)ファミリー サポート センター 【特定非営利活動 法人ワーカーズ・ コレクティブ チャイルドケア】 (大和市鶴間1-21-19 眞壁ビル3階) 電話 205-7371	ファミリーサポートセンターは、育児の援助を行うことを希望する人(支援会員)と育児の援助を受けることを希望する人(依頼会員)がお互いに助け合う会員制の相互援助活動組織です。 ≪対象≫ 市内在住・在勤で、生後0日から小学6年生までの児童を養育している人(支援会員により適切な援助ができない程度の障がいがある児童を除く。) ≪サポート内容≫ ・保育園児や小学生等の預かり(登園・登校前や終了後等) ・保育園児や小学生等の送り迎え ・冠婚葬祭や学校行事の際の預かり ・親の休養・病気、その他の外出の際の預かり 等 ≪利用料金≫(1人につき1時間あたりの基準額) ファミリーサポートセンターでは、支援会員・依頼会員を随時募集しています。(説明会あり。日程はお問い合わせください。)

(9)こども食堂

市が補助金の交付により運営を支援しているこども食堂では、食堂の開催日に、子どもや子どもを引率する保護者に対し、無料または低価格で食事を提供しています。子ども一人でも参加ができます。

令和7年度の大和市こども食堂支援事業補助金交付対象食堂は次のとおりです。

りんかんこども食堂 （運営団体：一般社団法人地域創生会）	
開催日	毎週火曜日 午後3時00分～午後6時00分
会場	（中央林間 9-3-36 1階）
連絡先	259-7401
もこもごはん （運営団体：特定非営利活動法人もこもこ）	
開催日	毎月第2金曜日 午後4時00分～午後7時00分
会場	（中央林間 4-10-14 ハウス中央林間 104）
連絡先	277-2480
南林間あかりのこども食堂 （運営団体：一般社団法人地域創生会）	
開催日	日曜日 午前11時30分～午後2時30分
会場	（南林間 1-6-1 TBC ビル八番館 1階）
連絡先	272-5778
子供食堂はぐく （運営団体：特定非営利活動法人地域家族しんちゃんハウス）	
開催日	第1月曜日 午前6時15分～午前9時15分
会場	地域家族しんちゃんハウス南林間（南林間 7-1-15）
連絡先	275-7955
子供食堂はぐくドゥー （運営団体：特定非営利活動法人地域家族しんちゃんハウス）	
開催日	第1・第2土曜日 午前11時00分～午後2時00分
会場	地域家族しんちゃんハウス西鶴間（南林間 6-7-3）
連絡先	207-4693
わにわに食堂 （運営団体：特定非営利活動法人さくらの森・親子サポートネット）	
開催日	毎週木曜日 午後3時00分～午後6時00分
会場	みんなのスペースわにわに（桜森 3-4-13 桜森スクエアⅢ1階）
連絡先	204-7608
クレイヨンピピー （運営団体：社会福祉法人県央福祉会）	
開催日	毎月第4土曜日 午前11時00分～午後3時00分
会場	ナチュラルカフェクレイヨンピピー（大和東 1-6-11）
連絡先	259-9698

6.【 就 学 】

(1)就学援助制度 所得制限あり 【学校教育課】 (市役所本庁舎2階) 電話 260-5208	経済的理由により大和市立の小・中学校、神奈川県立の中等教育学校（前期課程）への就学に係る経費の支出が難しい家庭に対して、学校でかかる費用の一部を、市が援助します。 ≪援助内容≫ ・給食費：実費 ・学用品費：基準額を援助 ・新入学学用品費：4月から支給対象となっている場合に基準額を援助 ・修学旅行費：実施日において認定されており参加された場合に一部を援助 ・校外活動費：実施日において認定されており参加された場合に一部を援助 ・入学準備金：小学校6年生及び未就学児に基準額を援助 ・学校病での医療費：医療券の交付（担当：保健給食課） ・めがね購入費：めがね注文書等の交付（担当：保健給食課） ※入学準備金は新入学学用品費と重複して受給できません。 ※医療費とめがね購入費の支給には、学校からの治療等の指示が必要です。 ※学校病：う歯（虫歯）・中耳炎・慢性副鼻腔炎・結膜炎・トラコーマ・アデノイド・寄生虫病・膿痂疹（とびひ）・白癬・疥癬 ≪申請書配布場所等≫ 大和市立の各小中学校及び市役所本庁舎2階学校教育課 ※年度ごとに申請が必要です。 ※審査結果は、6月下旬以降随時郵送で通知します。
(2)高等学校等 就学支援金 所得制限あり	公立高校等や私立高校等に在学し、保護者の市民税の所得割額が一定額未満の場合に、就学支援金を支給します。ただし、私立高校等の在学生は、保護者の所得により支給額が異なります。 （問合せ先：在学する学校または県教育委員会）
(3)私立高等学校等 の学費補助 所得制限あり	県内の私立高等学校・専修学校高等課程等に在学する方で、保護者の市民税の所得割額が一定額未満の場合、学校を通じて入学金や授業料の補助が受けられます。高等学校等就学支援金との併用が可能です。なお、保護者の会社都合による退職等で家計が急変した場合、小・中・高等学校等の授業料の補助制度もあります。 ※保護者と生徒が県内在住の方が対象となります。 （問合せ先：在学する学校または県教育委員会）
(4)神奈川県高校生 等奨学給付金 所得制限あり	生活保護を受けているか、市民税の所得割額が非課税で、高校生等がいる世帯を対象に、授業料以外の教育費について奨学給付金を支給します。 （問合せ先：在学する学校または県教育委員会）
公立高校等：在学する学校、または県教育委員会財務課（電話 045-210-8251） 私立高校等：在学する学校、または県私学振興課（電話 045-210-3793）	

(5)母子・父子・寡婦 福祉資金貸付制度 (県事業) 【こども総務課】 (保健福祉センター本館2階) 電話 260-5608	母子・父子・寡婦家庭の生活の安定と向上のために、修学資金等必要な各種資金を貸し付けます。 ※資金の貸付を希望される方は、事前相談が必要となります。 ※下記URLから来庁予約ができます。
▼パソコン・スマートフォン用URL https://e.kanameto.me/wreserve/city.yamato/dates?category=52 ▼スマートフォン用二次元コード ▼LINE予約  	
(6)生活福祉資金 の貸付制度 【自立相談窓口】 (市役所第2分庁舎) 電話 200-6177	公的貸付制度や金融機関等、他からの借入が困難な方等に使途目的に応じた資金を貸し付けます。 (申請から決定までに3～4週間かかります。なお、相談状況によっては、貸付の対象とならない場合もあります。)

7.【 相 談 】

(1)ひとり親家庭等 の相談 【こども総務課】 (保健福祉センター本館2階) 電話 260-5608	ひとり親家庭などの生活の問題や就労等の様々な相談に応じています。「福祉ここから相談窓口」として、複合的な福祉課題の相談にも各相談窓口と連携して対応します。 ≪窓口・電話による相談受付≫ 月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く) 午前8時30分～12時、午後1時～5時
(2)「ひとり親家庭・ いつでもメール 相談」 【こども総務課】 (保健福祉センター本館2階) 電話 260-5608	大和市では、ひとり親家庭などの相談に幅広く対応するため、メール相談窓口も開設しています。 就労などにより日中に相談ができない方でも、昼夜を問わずいつでも相談することができます。 ≪相談方法≫ 下記のURLにアクセスし、受付フォームに相談内容を入力して送信してください。後日、メールで回答します。 ※通信料は利用者の負担となります。 ※相談内容によっては、ほかの機関や電話相談等を案内することがあります。
▼パソコン・スマートフォン用URL https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/142131-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=1816 ▼スマートフォン用二次元コード 	

(3)親子交流・養育費 【こども総務課】 (保健福祉センター本館2階) 電話 260-5608 【神奈川県母子家庭等就業・自立支援センター】 (藤沢市朝日町9-4朝日ビル2階203) 電話 0466-90-3601	離婚する際に、親子交流や養育費等について、よく話し合っておくことが大切です。お子さんのため、親子交流の方法や養育費の金額、支払時期、支払方法、支払期間等もあわせて詳しく決めておきましょう。取り決めた内容を、公証人(公証役場)に公文書として作成してもらうこともできます。作成には費用がかかりますが、取り決めに より 確かなもの と することが できます。 親子交流や養育費の取り決めの参考となる「こどもの養育に関する合意書」については、38～39ページをご覧ください。 また、神奈川県母子家庭等就業・自立支援センターでは、就業や養育費等に関する相談や支援を行っています。
(4)「かながわ ひとり親家庭 相談LINE」 【神奈川県 子ども家庭課】 電話 045-210-4671	神奈川県では、コミュニケーションアプリ「LINE(ライン)」を活用し、県内にお住まいのひとり親家庭の方のさまざまな相談を無料で受け付けています。お子さんからの問合せも受け付けます。匿名可。 ≪相談受付期間≫ 令和6年4月1日～令和9年3月31日 ≪相談受付時間≫ 火・木・土曜日(祝日・年末年始を除く) 午後2時～9時 ≪LINE「友だち追加」方法≫ この欄最下部に掲載のQRコードを、スマートフォン等で読み取って追加してください。 ※その他の「友だち追加」方法や、この事業の詳細な内容については、スマートフォン等から下記URL(神奈川県ホームページ)にアクセスし、確認してください。 https://www.pref.kanagawa.jp/docs/he8/hitorioyakatei/kanagawahitorioyakateisoudannline.html (二次元コード) 
(5)「福祉ここから相談窓口」 【福祉総務課 包括支援係】 電話 260-5637 【人生100年推進課】 【障がい福祉課】 【生活援護課】 【すくすく子育て課】 【こども総務課】	高齢、障がい、子育て、生活困窮といったそれぞれの窓口を『福祉ここから相談窓口』と位置付け、複合的な福祉課題の相談を受けた場合に、最初の相談窓口のみで終わらせることなく、他課や関係機関とつながり、一体となって支援の方策を考えていきます。 さまざまな福祉の相談が寄せられる次の6課の窓口を『福祉ここから相談窓口』として位置付けています。 福祉総務課 / 人生100年推進課 / 障がい福祉課 / 生活援護課 / こども総務課 / すくすく子育て課  このマークが目印です。

(6)DV相談

夫・パートナーからの暴力等の相談に応じています。

≪女性相談支援員のDV相談（大和市福祉事務所）≫

・月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く）

午前9時30分～午後4時30分

・電話 260-5638

≪女性のためのDV相談（かながわ男女共同参画センター）≫

女性のためのDV相談（面接相談は要予約）	[電話相談] 月曜日～金曜日 土曜日・日曜日 （祝日は除く）	午前9時～午後9時 午前9時～午後5時
	電話 0466-26-5550	
	[面接相談]（予約制） 月曜日～日曜日 （祝日は除く）	午前9時～午後5時 ※上記の電話で予約受付
女性への暴力相談「週末ホットライン」	[電話相談] 土曜日・日曜日 祝日	午後5時～午後9時 午前9時～午後9時
	電話 045-534-9551	
（女性向け）多言語による相談（面接相談は要予約）	[電話相談] 月曜日～金曜日 （祝日は除く）	午前10時～午後5時
	[面接相談]（予約制）	午後4時まで
	電話 090-8002-2949	

※多言語 随時対応言語：英語、韓国・朝鮮語、スペイン語、ポルトガル語

予約により対応する言語：中国語、タガログ語、タイ語、ベトナム語、インドネシア語、ベンガル語、ミャンマー語、クメール語、ロシア語

※女性のためのDV相談の面接の際に、お子さん（1歳から就学前）の一時保育を利用することができます。相談日の7日前までにお申し込みください。

※別途「男性被害者相談（電話045-662-4530）」や「DVに悩む男性のための相談（電話045-662-4531）」で相談することができます。

(7)法律相談

【市民相談課】

(市役所本庁舎1階)

電話 260-5104

相続・遺言、離婚、近隣問題、借地借家のトラブルなどの相談を受け付けています。秘密厳守、相談無料（相談に関わる通話料や交通費等は相談者の負担となります）。

≪対象≫ 大和市内在住・在勤・在学者

≪相談日時≫

毎週火曜日 午後1時30分～4時

毎週金曜日 午前9時30分～12時

※相談時間はひとり30分以内です。

≪相談場所≫ 市役所本庁舎1階 市民相談課

≪相談員≫ 弁護士

※法律相談は予約制ですので、事前に市民相談課へ電話もしくはご来庁によりご予約ください。

※予約時に相談内容の「事前の聞き取り」を実施しています。

(8)子育て何でも相談・応援センター (こども家庭センター) 【すくすく子育て課】 (保健福祉センター本館2階) 電話 260-5675	妊娠を考えたときから、妊娠・出産、子育てに関する相談に専任の保健師や相談員が応じます。 妊娠中の悩みや、子どもにどうやって接すればいいのか等、一人で悩まずお気軽にお電話ください。 ≪窓口・電話による相談受付≫ 月曜日～金曜日(祝日、年末年始を除く) 午前8時30分～午後5時 (来所相談につきましては、お待たせすることがないように、できるだけ事前に電話でご予約をお願いします。)																
(9)家庭訪問型子育て支援ボランティア ホームスタート事業 【特定非営利活動法人ワーカーズ・コレクティブチャイルドケア】 (大和市鶴間1-21-19 眞壁ビル3階) 電話 264-5726	ホームスタート事業は、「外出しづらい」「頼れる人が身近にいない」などの子育て家庭を、研修を受けた地域の子育て経験者が「ホームビジター」として訪問するものです。 訪問は概ね2～3か月間で、週に1回2時間程度。ホームビジターが親子の気持ちに寄り添いながら、話を聞いたり、一緒に育児や家事をしたりすることで、子育て中の親の支えとなります。また、公園や親子が集う交流の場などにも出掛けて、地域の人や子育て支援の場とつながるきっかけ作りも担います。≪対象≫未就学児がいる家庭 ※保育や家事代行はできません。 ※訪問中に得たプライバシーに関わる情報は、個人情報として慎重に扱い、秘密は厳守します。 チャイルドケアでは、ホームスタート事業を支える子育て支援ボランティア「ホームビジター」を随時募集しています。 (全8日間のホームビジター養成講座(無料)要参加。詳細はお問い合わせください。)																
(10)青少年相談室 【青少年相談室】 (大和市深見西1-2-17 市民活動拠点 ペテルギウス内) 電話 260-5036	主に学齢時期のお子さんに関する様々な相談に応じています。 ≪窓口・電話・オンラインによる相談受付≫ 月曜日～金曜日(祝日、年末年始を除く) 午前9時30分～午後4時30分 <table border="1" data-bbox="595 1198 1326 1641"> <tr> <td>私の こころ 相談電話</td><td>電話 260-5040</td></tr> <tr> <td colspan="2">(お子さんが自分や友達のことを相談する電話)</td></tr> <tr> <td>親と子の相談電話</td><td>電話 261-7830</td></tr> <tr> <td colspan="2">(保護者がお子さんのことを相談する電話)</td></tr> <tr> <td>いじめ110番 フリーダイヤル</td><td>電話 0120-874255</td></tr> <tr> <td colspan="2">(お子さんがいじめを受けている自分や友達のことを相談する電話)</td></tr> <tr> <td>不登校相談電話</td><td>電話 260-5034</td></tr> <tr> <td colspan="2">(保護者がお子さんの不登校のことを相談する電話)</td></tr> </table> ≪相談場所≫ 青少年相談室 ※来室による相談が難しい場合、スクールソーシャルワーカーや青少年心理カウンセラー、教育相談員が家庭訪問やオンラインによる相談にも応じることができます。 ※相談業務の他、不登校児童・生徒を受け入れる教室の運営等を通じ、様々な青少年への支援を行っています。	私の こころ 相談電話	電話 260-5040	(お子さんが自分や友達のことを相談する電話)		親と子の相談電話	電話 261-7830	(保護者がお子さんのことを相談する電話)		いじめ110番 フリーダイヤル	電話 0120-874255	(お子さんがいじめを受けている自分や友達のことを相談する電話)		不登校相談電話	電話 260-5034	(保護者がお子さんの不登校のことを相談する電話)	
私の こころ 相談電話	電話 260-5040																
(お子さんが自分や友達のことを相談する電話)																	
親と子の相談電話	電話 261-7830																
(保護者がお子さんのことを相談する電話)																	
いじめ110番 フリーダイヤル	電話 0120-874255																
(お子さんがいじめを受けている自分や友達のことを相談する電話)																	
不登校相談電話	電話 260-5034																
(保護者がお子さんの不登校のことを相談する電話)																	

8. 【 その他 】

(1)税金の控除 (ひとり親控除) 所得制限あり 【市民税課】 (市役所本庁舎 2 階) 電話 260-5232	婚姻歴の有無や性別に関わらず、現に婚姻しておらず、お子さんと生計を同じくしている方は、所得税や市民税の控除を受けられる場合があります。(所得制限があります。)
(2)国民年金保険料 の免除 所得制限あり 【保険年金課】 (市役所本庁舎 1 階) 電話 260-5116	ひとり親に限らず、「申請者本人」、「申請者の配偶者」と「世帯主」それぞれの申請する年度の前年所得が一定基準以下(※)であれば、保険料の全額、4分の3、半額、4分の1の納付が免除されるか、猶予されます。 ※失業特例があります。
(3)JR定期乗車券 の割引 【こども総務課】 (保健福祉センター本館 2 階) 電話 260-5608	児童扶養手当を受給している方またはその方と同一世帯員の方が、通勤定期券を3割引で購入できます。(通勤以外は対象外。) 定期券購入には大和市長の証明書が必要ですので、事前にこども総務課にて交付申請を行ってください。 必要書類…定期券を購入する方の写真(最近6か月以内撮影、正面上半身、縦4cm×横3cm)・児童扶養手当証書・印鑑
(4)水道料金の減免 (県事業) 【大和水道営業所 管理・料金課】 (大和市西鶴間 3-12-18) 電話 261-3257	児童扶養手当・特別児童扶養手当・遺族基礎年金を受給している方が、県営水道局へ申請することにより水道料金基本料金の減免を受けることができます。 (パソコンまたはスマートフォンから電子申請が可能です。) ※スマートフォン用電子申請 システムの二次元コードはこちらから 
(5)母子・父子・寡婦 福祉資金貸付制度 (県事業) 【こども総務課】 (保健福祉センター本館 2 階) 電話 260-5608	母子・父子・寡婦家庭の生活の安定と向上のために、必要な各種資金を貸し付けます。 各種資金の貸付を希望される方は、事前相談が必要となります。 ※下記URLから来庁予約ができます。
▼パソコン・スマートフォン用URL https://e.kanameto.me/wreserve/city.yamato/dates?category=52 ▼スマートフォン用二次元コード  ▼LINE予約 	
(6)生活福祉資金 の貸付制度 【大和市社会福祉協議 会自立相談窓口】 (市役所第2分庁舎) 電話 200-6177	公的貸付制度や金融機関等、他からの借入が困難な方等に用途目的に応じた資金を貸し付けます。 (申請から決定までに3～4週間かかります。なお、相談状況によっては、貸付の対象とならない場合もあります。)
(7)大和市母子寡婦 福祉会「むぎの穂」 (市の窓口) 【こども総務課】 (保健福祉センター本館 2 階) 電話 260-5608	「むぎの穂」は、ひとり親家庭の幸せを自分たちの手でつくりあげるために、同じ立場で生活している人が集まって活動している団体です。 様々な活動を通じて会員相互の親睦をはかり、仲間づくりをしています。ぜひご加入ください。 詳細は37ページをご覧ください。

1. 児童扶養手当

児童扶養手当は、父母の離婚・父もしくは母の死亡などによって、父又は母の一方からしか養育を受けられないひとり親家庭などの児童のために支給される手当です。その目的は、母子・父子家庭などの生活の安定を図り、自立を促進することにあります。

① どのような人が手当を受けられるのですか？

市内に住所があって、次のいずれかに該当する児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者又は20歳未満で政令の定める程度の障害の状態にある者）を監護している父もしくは母、又は父もしくは母に代わって児童を養育している人が、児童扶養手当を受けることができます。

- 1 父母が婚姻を解消した児童
- 2 父又は母が死亡した児童
- 3 父又は母が政令の定める程度の障害の状態にある児童
- 4 父又は母の生死が明らかでない児童
- 5 父又は母から1年以上遺棄されている児童
- 6 父又は母がDV保護命令を受けた児童
- 7 父又は母が1年以上拘禁されている児童
- 8 婚姻しないで生まれた児童
- 9 父母ともに不明である児童（孤児など）

●ただし、次のいずれかに該当する場合は手当を受けることができません。

- *児童が、児童福祉施設などに入所したり、里親に預けられたとき
- *父又は母が、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあるとき
- *児童や父又は母、養育者が日本国内に住所を有しないとき

●公的年金との併給について

- *児童や父又は母、養育者が受給している公的年金等（※1）の額が児童扶養手当の額より高い場合は、児童扶養手当を受給できません。
 - *障害基礎年金等（※2）を受給している方は、児童扶養手当の額が障害基礎年金の子の加算部分の額を上回る場合、その差額を児童扶養手当として受給することができます。
- （※1）遺族年金、老齢年金、労災年金、遺族補償等の障害年金以外の公的年金等や障害厚生年金等
（※2）国民年金法に基づく障害基礎年金、労働者災害補償保険法による障害補償年金等

② 手当の額はどれくらいですか？

所得に応じて、次のいずれかになります。

区分	手当の全額を受給できる方	手当の一部を受給できる方
児童1人のとき	月額 46,690円	月額 46,680円 ～11,010円
児童2人以上のとき (児童1人増すごとに)	月額 11,030円加算	月額 11,020円加算 ～5,520円加算

③ 所得の制限はありますか？

申請者及び扶養義務者などの前年の所得が、下記の限度額以上ある場合は、その年度（１１月から翌年の１０月まで）の手当が、全部又は一部が支給停止となります。

扶養親族等の数	所得制限限度額		
	父・母又は養育者		孤児などの養育者 配偶者・扶養義務者
	全 部 支 給	一 部 支 給	
０人	６９０,０００円未満	２,０８０,０００円未満	２,３６０,０００円未満
１人	１,０７０,０００円未満	２,４６０,０００円未満	２,７４０,０００円未満
２人	１,４５０,０００円未満	２,８４０,０００円未満	３,１２０,０００円未満
３人	１,８３０,０００円未満	３,２２０,０００円未満	３,５００,０００円未満
４人	２,２１０,０００円未満	３,６００,０００円未満	３,８８０,０００円未満
５人	２,５９０,０００円未満	３,９８０,０００円未満	４,２６０,０００円未満

- (注) ①扶養義務者とは、民法第８７７条第１項（直系血族及び兄弟姉妹は互いに扶養する義務がある）に定める者です。
 ②土地・建物等の売却による長期及び短期の譲渡所得がある場合は、特別控除後の金額で計算します。
 ③障害基礎年金等（国民年金法に基づく障害基礎年金、労働者災害補償保険法による障害補償年金等）を受給している方の所得には、非課税公的年金給付等（障害年金、遺族年金、労災年金、遺族補償等）が含まれます。

所得額＝就労などによる所得＋養育費の８０％

（養育費は、父と児童又は母と児童に支払われた額を合計し、その８割が所得として加算されます。）

所得限度額に 加算する額	父・母又は養育者	孤児などの養育者 配偶者・扶養義務者
	老人控除対象配偶者又は老人扶養親族 （老人同一生計配偶者又は老人扶養親族） １人につき １００,０００円 特定扶養親族（１６～１８歳を含む） １人につき １５０,０００円	扶養親族が２名以上で、うち老人扶養親族がある場合、老人扶養親族１人につき（扶養親族が老人扶養親族のみの場合は１人を除いた１人につき） ６０,０００円

なお、下記の諸控除があるときは、その額を所得証明書の所得額より差し引いて、上記表の制限額と比べてください。

<控除一覧>		
○社会・生命保険料相当額（一律）		８０,０００円
○給与所得又は公的年金等に係る雑所得を有する方		１００,０００円（最大）
○寡婦控除（※）		２７０,０００円
○ひとり親控除（※）		３５０,０００円
○障害者控除		２７０,０００円
○特別障害者控除		４００,０００円
○勤労学生控除		２７０,０００円
○雑損控除	}	控除相当額
○医療費控除		
○小規模企業共済等掛金控除		
○配偶者特別控除		
○肉用牛売却の所得の免除		免除相当額

（※）…児童扶養手当を児童の母または父が申請する場合は控除の対象外です。

※児童扶養手当の一部支給停止措置について

受給資格者（父子・母子家庭の父又は母）へ「就業・自立に向けた総合的な支援」をするため、児童扶養手当の受給開始から5年などを経過した時点で受給資格者が、就業に困難な事情がないにもかかわらず、就業・自立を図るための活動がみられない場合は、児童扶養手当の支給額の2分の1が支給停止（減額）になります。

④ 手当を受ける手続きは？

手当を受けるには、こども総務課の窓口で次の書類を添えて申請手続きを行い、市長の認定を受けた後、支給されます。

（認定に際し、事前にご家族の状況などをお伺いさせていただきます。）

<必要な書類など>

1. 請求者と対象児童が含まれる戸籍謄本
※上記については交付日から1カ月以内のもの
2. 口座のわかるもの
3. 請求者のマイナンバー確認書類（マイナンバーカード、通知カード）
※対象児童、扶養義務者及び配偶者のマイナンバー確認書類も必要となります。
※マイナンバー確認書類を準備できない場合は、ご相談ください。
4. ご本人確認できるもの（顔写真付1点または顔写真なし2点）
＜顔写真付き＞
☐マイナンバーカード ☐運転免許証 ☐パスポート ☐在留カード等
＜顔写真なし＞
☐年金手帳 ☐母子手帳 ☐住民票 等
5. その他（状況により必要となる書類）

⑤ 手当の支給方法はどうなっていますか？

手当は、認定を受けると認定請求をした日の属する月の翌月分から支給されます。

年6回（1月・3月・5月・7月・9月・11月）、支給月の前月までの2カ月分を支給します。

支払日については別途お知らせします。

⑥ 「現況届」について

認定を受けた方は、毎年8月に現況届を提出していただくことになります。

現況届を提出していただけないと、11月分以降の手当を受けることができません。

また、2年間提出がないと受給資格がなくなりますので注意してください。

※対象の方には、別途通知をお送りします。

2. ひとり親家庭等医療費助成事業

① どのような制度ですか？

父子・母子家庭などの方が医療機関で受診した際に、支払うべき保険診療の自己負担分を助成する制度です。

その目的は、ひとり親家庭などの生活の安定を図り、自立を促進することにあります。

② どのような人が対象となりますか？

市内に住所があって、次のいずれかに該当する児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者）を監護している父もしくは母、又は父もしくは母に代わって児童を養育している人及びその児童が、医療費助成を受けることができます。

ただし、児童に一定の障害がある場合、又は学校教育法に規定する高等学校など（定時制・通信制・留年なども含む）に在学している場合は、20歳未満まで期間を延長することができます。

- 1 父母が婚姻を解消した児童
- 2 父又は母が死亡した児童
- 3 父又は母が政令の定める程度の障害の状態にある児童
- 4 父又は母の生死が明らかでない児童
- 5 父又は母から1年以上遺棄されている児童
- 6 父又は母がDV保護命令を受けた児童
- 7 父又は母が1年以上拘禁されている児童
- 8 婚姻しないで生まれた児童
- 9 父母ともに不明である児童（孤児など）

●ただし、次のいずれかに該当する方は対象となりません。

- *生活保護を受けている方
- *児童福祉法に基づく措置により医療費助成を受給している方
- *心身障害者医療証を持っている方
- *婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあるとき

③ 所得の制限はありますか？

児童扶養手当の一部支給の所得限度額と同様となります。申請者及び扶養義務者などの前々年の所得で審査します。

扶養親族等の数	所得制限限度額	
	父・母又は養育者	孤児などの養育者・配偶者・扶養義務者
0人	2,080,000円未満	2,360,000円未満
1人	2,460,000円未満	2,740,000円未満
2人	2,840,000円未満	3,120,000円未満
3人	3,220,000円未満	3,500,000円未満
4人	3,600,000円未満	3,880,000円未満
5人	3,980,000円未満	4,260,000円未満

- (注) ①扶養義務者とは、民法第877条第1項（直系血族及び兄弟姉妹は互いに扶養する義務がある）に定める者です。
 ②土地・建物等の売却による長期及び短期の譲渡所得がある場合は、特別控除後の金額で計算します。

所得額＝就労などによる所得＋養育費の80％

（養育費は、父と児童又は母と児童に支払われた額を合計し、その8割が所得として加算されます。）

所得限度額に加算する額	父・母又は養育者	孤児などの養育者 配偶者・扶養義務者
	老人控除対象配偶者又は老人扶養親族 （老人同一生計配偶者又は老人扶養親族） 1人につき 100,000円 特定扶養親族（16～18歳を含む） 1人につき 150,000円	扶養親族が2名以上で、うち老人扶養親族がある場合、老人扶養親族1人につき（扶養親族が老人扶養親族のみの場合は1人を除いた1人につき） 60,000円

なお、下記の諸控除があるときは、その額を所得証明書の所得額より差し引いて、上記表の制限額と比べてください。

<控除一覧>		
○社会・生命保険料相当額	(一律)	80,000円
○給与所得又は公的年金等に係る雑所得を有する方		100,000円(最大)
○寡婦控除(※)		270,000円
○ひとり親控除(※)		350,000円
○障害者控除		270,000円
○特別障害者控除		400,000円
○勤労学生控除		270,000円
○雑損控除	}	控除相当額
○医療費控除		
○小規模企業共済等掛金控除		
○配偶者特別控除		
○肉用牛売却の所得の免除		免除相当額

(※) …児童扶養手当を児童の母または父が申請する場合は控除の対象外です。

④ 助成を受ける手続きは？

助成を受けるには、こども総務課の窓口で次の書類を添えて申請手続きを行い、市長の認定を受けた後、福祉医療証が発行されます。

（認定に際し、事前にご家族の状況などをお伺いさせていただきます。）

<必要な書類など>

1. 請求者と対象児童の健康保険の資格に係る情報を確認できる書類
2. 請求者と対象児童が含まれる戸籍謄本
※上記については交付日から1カ月以内のもの
3. 前年1月2日以降大和市に転入の方のみ情報連携の同意書
（または請求者及び扶養義務者などの前々年分の所得証明書）
4. ひとり親家庭等認定調書
5. 請求者のマイナンバー確認書類（マイナンバーカード、通知カード）
※マイナンバー確認書類を準備できない場合は、ご相談ください。
※対象児童、扶養義務者及び配偶者のマイナンバー確認書類も必要となります。
6. ご本人確認できるもの（顔写真付1点または顔写真なし2点）
＜顔写真付き＞
☐マイナンバーカード ☐運転免許証 ☐パスポート ☐在留カード 等
＜顔写真なし＞
☐年金手帳 ☐母子手帳 ☐住民票 等
7. その他（状況により必要となる書類）

※現在、児童扶養手当の支給を受けている方は、2・4・5の書類は省略できます。

⑤ どのように医療費の助成を受けるのですか？

医療機関などで受診する際に、窓口健康保険の資格に係る情報を確認できる書類と福祉医療証を提示してください。健康保険の自己負担額を支払わずに診察や投薬を受けることができます。

ただし、県外の医療機関などで受診したり、福祉医療証が手元になかったなどで、自己負担額を支払った場合には、次のものをこども総務課の窓口にご持参のうえ診療月の翌月以降に還付の申請をしてください。（還付有効期限：領収日の翌日から5年以内）

<必要な書類など>

1. 申請者（保護者）の本人確認書類
2. 健康保険の資格に係る情報を確認できる書類（受診者）
3. 申請者（保護者）本人名義の振込先金融機関口座のわかるもの
（貯蓄預金口座以外の口座をご用意下さい。）
4. 福祉医療証
5. 医療機関などの領収書原本（受診者氏名、保険医療点数が明記されたもの）
（健康保険組合からの原本証明があればコピーでも可）
6. 健康保険組合からの高額療養費、付加給付金支給決定通知書（支給該当の場合のみ）

⑥ 「現況届」について

助成を受けている方は、毎年11月に「現況届」を提出していただく必要があります。ただし、翌年1月以降に児童扶養手当の支給を受けられる方は、届出を省略できます。

※対象の方には、別途通知をお送りします。

3. ひとり親家庭等家賃助成事業

① どのような制度ですか？

父子・母子家庭などの方が賃貸借契約している住宅に居住している場合に、家賃の一部が助成される制度です。

その目的は、住居の安定的な確保を支援することで、ひとり親家庭などの生活の安定を図り、自立を促進することにあります。

② どのような人が対象となりますか？

市内に住所があって、次のすべてに該当する父子家庭の父もしくは母子家庭の母、又は父もしくは母に代わって児童を養育している人が、家賃助成を受けることができます。

- 1 児童扶養手当または、ひとり親家庭等医療費助成の助成要件を満たし、児童の年齢が20歳未満であること
- 2 大和市民になって引き続き1年以上居住していること
- 3 賃貸借契約の契約者が申請者本人であること
- 4 家賃が月額24,000円を超えていること
- 5 生活保護を受けていないこと

③ 助成の額はどれくらいですか？

申請者が支払った家賃の月額から基準額（24,000円）を控除した額とします。

ただし、助成する額は月額10,000円を限度とします。

※本制度利用中、申請者が実際に支払う家賃額が34,000円を下回る事由が発生した場合は、その期間中は助成金が支給されない、もしくは減額となります。

④ 所得の制限はありますか？

申請者の前年の所得（1月から6月の申請者は前々年の所得）が、下記の限度額以下の場合は、その年度（7月から翌年6月まで）の助成の対象となります。

扶養親族等の人数	所得制限限度額
0人	240万円以下
1人	278万円以下
2人	316万円以下
3人	354万円以下

※扶養親族等が3人を超える場合、
1人増すごとに38万円加算します。

⑤ 支給方法はどうなっていますか？

申請日の属する月からの対象となり、4月、7月、10月及び翌年1月にそれぞれの前月分までが指定された口座に振り込まれます。

⑥ どのような手続きが必要ですか？

助成を受けるには、こども総務課の窓口で次の書類を添えて申請手続きを行い、市長の認定を受けた後、支給されます。

(認定に際し、事前にご家族の状況などをお伺いさせていただきます。)

<必要な書類など>

1. 住居の賃貸借契約書

※市営住宅、県営住宅、UR賃貸住宅に居住している場合については、追加で書類をご提出いただく場合があります。

※住居を契約した日付や契約内容等によっては、家賃の支払いが確認できる書類をご提出いただく場合があります。

2. 口座のわかるもの

3. 請求者と対象児童が含まれる戸籍謄本

※上記については交付日から1カ月以内のもの

4. 請求者の前年分の所得証明書

(前年1月2日以降大和市に転入の方のみで、1月1日から6月30日までの間に申請する場合にあっては、前々年分の所得証明書)

5. ご本人確認できるもの(顔写真付1点または顔写真なし2点)

<顔写真付き>

☐マイナンバーカード ☐運転免許証 ☐パスポート ☐在留カード 等

<顔写真なし>

☐年金手帳 ☐母子手帳 ☐住民票 等

6. その他 (状況により必要となる書類)

※ただし、児童扶養手当の支給、又は福祉医療証の交付を受けている方は3の書類を省略できます。また、児童扶養手当又はひとり親家庭等医療費助成の申請の際に4の書類をご提出いただいている方は、4の書類を省略できます(本制度申請年度のものでない場合は省略不可)。

⑦ 「現況届」について

助成を受けている方は、毎年7月から8月末日までに、賃貸借契約書の写しなど必要書類を添付して、「現況届」を提出していただく必要があります。提出がない場合は家賃助成のお支払いができなくなりますので、ご注意ください。

※対象の方には、別途通知をお送りします。

※各制度を利用されている方で、届け出内容に変更(転居等)が生じた場合は、変更手続きが必要となります。

変更手続きの詳細につきましては、こども総務課までお問い合わせください。

問い合わせ先一覧

【 手 当 】

制度・事業等	担当課等	担当課等住所	電話番号
児童扶養手当	こども総務課	大和市保健福祉センター本館 2 階	046-260-5608
児童手当	こども総務課	大和市保健福祉センター本館 2 階	046-260-5608
特別児童扶養手当	障がい福祉課	大和市保健福祉センター本館 5 階	046-260-5665

【 医 療 】

制度・事業等	担当課等	担当課等住所	電話番号
ひとり親家庭等 医療費助成	こども総務課	大和市保健福祉センター本館 2 階	046-260-5608
子ども医療費助成	こども総務課	大和市保健福祉センター本館 2 階	046-260-5608

【 住まい 】

制度・事業等	担当課等	担当課等住所	電話番号
ひとり親家庭等 家賃助成	こども総務課	大和市保健福祉センター本館 2 階	046-260-5608
市営住宅	建築指導課	大和市役所本庁舎 4 階	046-260-5422
県営住宅	(担当課 県営住宅部 入居管理課)	横浜市西区岡野 2-12-20 (横浜西合同庁舎内 神奈川県住宅営繕事務所内)	045-311-8105
	【問い合わせ先】 (一社) かながわ土地 建物保全協会 (入居者募集担当)	横浜市中区日本大通 33 県住宅供給公社ビル 8 階	045-201-3673
住居確保給付金	大和市社会福祉 協議会 自立相談窓口	大和市役所第 2 分庁舎	046-200-6177
ひとり親家庭住宅 支援資金貸付事業	こども総務課	大和市保健福祉センター本館 2 階	046-260-5608

【 就労支援 】

制度・事業等	担当課等	担当課等住所	電話番号
自立支援教育訓練 給付金	こども総務課	大和市保健福祉センター本館 2 階	046-260-5608
高等職業訓練促進 給付金	こども総務課	大和市保健福祉センター本館 2 階	046-260-5608
高等職業訓練促進 資金貸付	こども総務課	大和市保健福祉センター本館 2 階	046-260-5608
高等学校卒業程度認 定試験合格支援事業	こども総務課	大和市保健福祉センター本館 2 階	046-260-5608
職業訓練の優先枠	ハローワーク大和	大和市深見西 3-3-21	046-260-8609
マザーズコーナー	ハローワーク大和	大和市深見西 3-3-21	046-260-8609

【 保育・教育 】

制度・事業等	担当課等	担当課等住所	電話番号
保育所等への入所	ほいく課	大和市保健福祉センター本館 2 階	046-260-5607
保育所等の一時預かり	ほいく課	大和市保健福祉センター本館 2 階	046-260-5607
病児保育	ほいく課	大和市保健福祉センター本館 2 階	046-260-5672
幼児教育・保育無償化の申請	ほいく課	大和市保健福祉センター本館 2 階	046-260-5640
放課後児童クラブ	こども青少年 みらい課	大和市深見西 1 - 2 - 1 7 大和市市民活動拠点 ベテルギウス内	046-260-5224
放課後子ども教室 (放課後ひろば)	指導室	大和市役所本庁舎 2 階	046-260-5210
寺子屋やまと	指導室	大和市役所本庁舎 2 階	046-260-5210
ファミリーサポート センター	センター事務局 (受託事業者： 特定非営利活動法人 ワーカーズ・ コレクティブ チャイルドケア)	大和市鶴間 1 - 2 1 - 1 9 眞壁ビル 3 階	046-205-7371
こども食堂			
りんかんこども食 堂	一般社団法人 地域創生会	大和市中心林間 9-3-3 6 1 階	046-259-7401
もこもこごはん	特定非営利活動 法人もこもこ	大和市中心林間 4-1 0-1 4 ハウス中央林間 1 0 4	046-277-2480
南林間あかりのこ ども食堂	一般社団法人 地域創生会	大和市南林間 1 - 6 - 1 T B C ビル八番館 1 階	046-272-5778
子供食堂はぐく	特定非営利活動 法人地域家族し んちゃんハウス	大和市南林間 7-1-1 5 (地域家族しんちゃんハウス南林間)	046-275-7955
子供食堂はぐくド ウー	特定非営利活動 法人地域家族し んちゃんハウス	大和市南林間 6-7-3 (地域家族しんちゃんハウス西鶴間)	046-207-4693
わにわに食堂	特定非営利活動法人 さくらの森・ 親子サポートネット	大和市桜森 3-4-1 3 桜森スクエアⅢ 1 階 (みんなのスペースわにわに)	046-204-7608
クレイヨンピピー	社会福祉法人 県央福祉会	大和市大和東 1-6-1 1 (ナチュラルカフェクレイヨンピピー)	046-259-9698

【 就 学 】

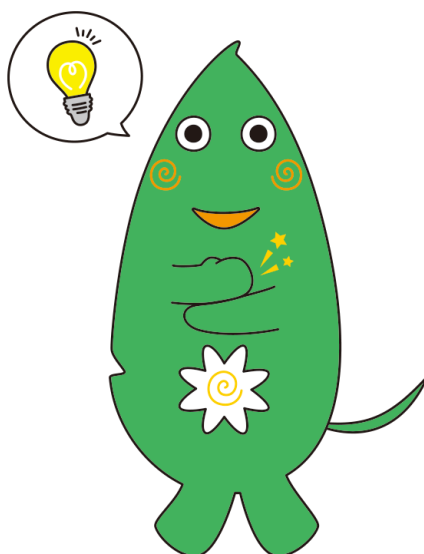
制度・事業等	担当課等	担当課等住所	電話番号
就学援助制度	学校教育課	大和市役所本庁舎 2 階	046-260-5208
・ 高等学校等就学 支援金 ・ 私立高等学校等の 学費補助 ・ 神奈川県高校生等 奨学給付金	公立高校等：在学する学校、または神奈川県教育委員会財務課 （電話 045-210-8251） 私立高校等：在学する学校、または神奈川県私学振興課 （電話 045-210-3793）		
母子・父子・寡婦 福祉資金貸付制度 （県事業）	こども総務課	大和市保健福祉センター本館 2 階	046-260-5608
生活福祉資金の 貸付制度	大和市社会福祉 協議会 自立相談窓口	大和市役所第 2 分庁舎	046-200-6177

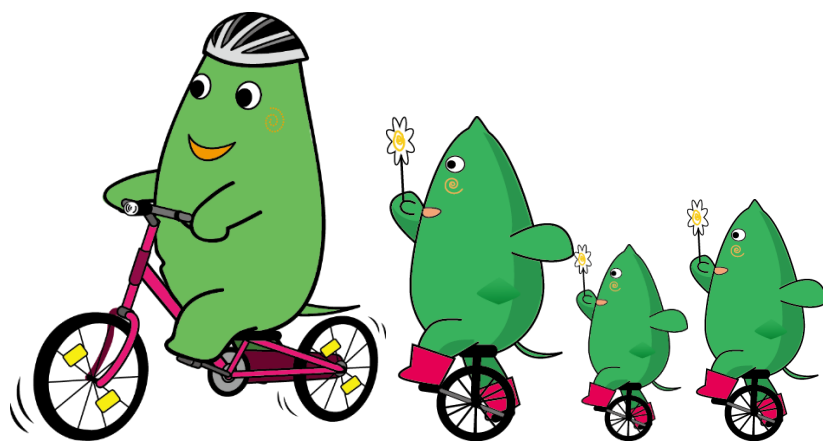
【 相 談 】

制度・事業等	担当課等	担当課等住所	電話番号
ひとり親家庭等 の相談	こども総務課	大和市保健福祉センター本館 2 階	046-260-5608
「ひとり親家庭・ いつでもメール相談」	こども総務課	大和市保健福祉センター本館 2 階	046-260-5608
親子交流・養育費	神奈川県母子 家庭等就業・ 自立支援センター	藤沢市朝日町 9 - 4 朝日ビル 2 階 203	0466-90-3601
「かながわひとり親 家庭相談 LINE」	神奈川県 福祉子どもみらい局 子どもみらい部 子ども家庭課		045-210-4671
「福祉ここから 相談窓口」	福祉総務課 包括支援係	大和市保健福祉センター本館 5 階	046-260-5637
DV相談	女性相談支援員	—	046-260-5638
	かながわ男女 共同参画センター （かなテラス）	藤沢市鵜沼石上 2 - 7 - 1	0466-26-5550 045-534-9551 090-8002-2949
法律相談	市民相談課	大和市役所本庁舎 1 階	046-260-5104
子育て何でも相談・ 応援センター	すくすく子育て課	大和市保健福祉センター本館 2 階	046-260-5675
家庭訪問型子育て 支援ボランティア ホームスタート 事業	特定非営利活動法人 ワーカーズ・ コレクティブ チャイルドケア	大和市鶴間 1 - 21 - 19 眞壁ビル 3 階	046-264-5726
青少年相談室	青少年相談室	大和市深見西 1 - 2 - 17 市民活動拠点 ペテルギウス内	046-260-5036

【 その他 】

制度・事業等	担当課等	担当課等住所	電話番号
税金の控除 (ひとり親控除)	市民税課	大和市役所本庁舎 2 階	046-260-5232
国民年金保険料 の免除	保険年金課	大和市役所本庁舎 1 階	046-260-5116
J R 定期乗車券 の割引	こども総務課	大和市保健福祉センター本館 2 階	046-260-5608
水道料金の減免 (県事業)	大和水道営業所 管理・料金課	大和市西鶴間 3 - 1 2 - 1 8	046-261-3257
母子・父子・寡婦 福祉資金貸付制度 (県事業)	こども総務課	大和市保健福祉センター本館 2 階	046-260-5608
生活福祉資金 の貸付制度	大和市社会福祉 協議会 自立相談窓口	大和市役所第 2 分庁舎	046-200-6177
大和市母子寡婦 福祉会「むぎの穂」	(市の窓口) こども総務課	大和市保健福祉センター本館 2 階	046-260-5608





ひとい親家庭の方へ

「むぎの穂」

大和市母子寡婦福祉会

に入会しませんか？



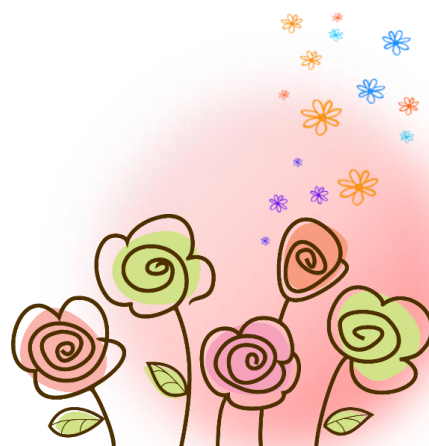
同じ立場の方たちと、お話しをしませんか？
一緒に楽しむことで、皆さんの笑顔が増えるかもしれません。
親子のきずなを大切に、健康で明るく心豊かに過ごせるよう、「むぎの穂」(大和市母子寡婦福祉会)は皆さんを応援しています。

交 流 母子・父子の集い
新年会、料理教室など

活 動 機関紙「むぎの穂だより」発行
募金活動(年2回)など

その他 小・中学校入学祝い金

会 費 年 会 費 : 1,000円
※ 一部の交流については、会から助成が出る場合があります。



連 絡 先

大和市母子寡婦福祉会「むぎの穂」

会長 川口 美代子

Tel 269-0723 (午後8時以降)

大和市 こども総務課

又は 大和市鶴間1-31-7 (大和市保健福祉センター2階)

Tel 260-5608

切り取り線

年 月 日

「むぎの穂」入会申込書

〒 _____

住所

電話

氏名

生年月日

年

月

日

お子さんのお名前

(ふりがな

) 性別 男・女 生年月日

年 月 日

お子さんのお名前

(ふりがな

) 性別 男・女 生年月日

年 月 日

お子さんのお名前

(ふりがな

) 性別 男・女 生年月日

年 月 日

メールアドレス

離婚後の「養育費の支払」と「親子交流」について

子どもにとって、両親の離婚はとても大きなできごとです。子どもがこれを乗り越えて健やかに成長していけるよう、離婚をするときに親としてあらかじめ話し合っておくべきことに、「養育費」と「親子交流」があります。

養育費について

養育費は子どものためのものです。親の子どもに対する養育費の支払い義務（扶養義務）は、親の生活に余力がなくても自分と同じ水準の生活を保障するという強い義務（生活保持義務）だとされています。離婚後も、子どもの親であることに変わりはありません。子どもに対し、親としての経済的な責任を果たし、子どもの成長を支えることは、とても大切なことです。

養育費の取り決めは書面に残しておくようにしましょう。（できれば「公正証書」にするのが良いでしょう）

親子交流について

親子交流とは、子どもと離れて暮らしているお父さんやお母さんが子どもと定期的、継続的に、会って話をしたり、一緒に遊んだり、電話や手紙などの方法で交流することをいいます。

親子交流についても、子どもが安心して親子交流が楽しめるように、親同士がお互いに守らなければならないルールについても決めておき、書面に残しておくことが望ましいです。

時間の経過とともにお子さんは成長して、養育環境も変化します。取り決めを守ることに加え、状況に応じて互いに話し合い、協力し合いながら、子どもにとって最もよい親子交流を行っていくことが大切です。

子どもの養育に関する合意書について

離婚を考えている時に、話し合いをすることは難しいかもしれません。そんな時に、この合意書を参考にしていただけたいと思います。

子どもの養育に関する合意書は、お子さんの「養育費」及び「親子交流」について父母がお互いの約束事を証明する文書です。2通作成し、1通ずつ保管してください。

合意書を作成しておくことで、お子さんが成長した後に、離婚はしたけれど、お父さんとお母さんが自分のために話し合ってくれた、という思いを受けとることができるのではないのでしょうか。お子さんのためにも、できる限り作成するよう努めてほしいと思います。

「子どもの養育に関する合意書」の作成にあたって

- ❖合意書は市に提出していただくものではありません。
- ❖合意書を作成しないと離婚届が受理されないということはありません。
- ❖合意書は、調停・裁判、公正証書作成などの際の資料としてもご利用ください。
- ❖参考書式は、様式が定まっているものではなく、一般的に必要と考えられる項目を記載しているものです。双方がお子さんの立場に立って、事案に応じて充実した内容を取り決めてください。

※合意書は、法務省ホームページからダウンロードすることも可能です。記入例の記載もありますので参考にしてください。

こどもの養育に関する合意書

作成日

年 月 日

父

母

ふりがな		ふりがな	
氏 名		氏 名	
住所	〒	住所	〒
	電話 メール		電話 メール
勤務先	名称	勤務先	名称
	所在地 〒		所在地 〒

こども

1	ふりがな		2	ふりがな	
	氏 名	年 月 日生 親権者 父 ・ 母		氏 名	年 月 日生 親権者 父 ・ 母
3	ふりがな		4	ふりがな	
	氏 名	年 月 日生 親権者 父 ・ 母		氏 名	年 月 日生 親権者 父 ・ 母

養育費

	支払期間	金額	支払時期
子 1	☐ 年 月 日から ☐ 年 月 日まで	☐ 1か月当たり 円ずつ	☐ 毎月 日
	☐ 歳に達した後の3月まで	☐ 年／月分 円	☐ 年 月 日
	☐ まで	☐ 円	☐
子 2	☐ 年 月 日から ☐ 年 月 日まで	☐ 1か月当たり 円ずつ	☐ 毎月 日
	☐ 歳に達した後の3月まで	☐ 年／月分 円	☐ 年 月 日
	☐ まで	☐ 円	☐
子 3	☐ 年 月 日から ☐ 年 月 日まで	☐ 1か月当たり 円ずつ	☐ 毎月 日
	☐ 歳に達した後の3月まで	☐ 年／月分 円	☐ 年 月 日
	☐ まで	☐ 円	☐
子 4	☐ 年 月 日から ☐ 年 月 日まで	☐ 1か月当たり 円ずつ	☐ 毎月 日
	☐ 歳に達した後の3月まで	☐ 年／月分 円	☐ 年 月 日
	☐ まで	☐ 円	☐
振込先		その他	
金融機関 銀行 支店 口座の種類 普通 ・ 当座 口座番号 口座の名義			

親子交流

	親子交流の内容と頻度	受け渡しの場所	父母連絡方法
子 1	☐ 宿泊なし (☐ に 回程度、 ☐)	☐ () の自宅近く ☐ 双方の自宅の中間地点 ☐ その都度協議 ☐ ()	☐ SNS () ☐ メール ☐ 手紙 ☐ 電話 ☐ ()
	☐ 宿泊あり (☐ に 回程度、 ☐)		
	☐ (☐ に 回程度、 ☐)		
子 2	☐ 宿泊なし (☐ に 回程度、 ☐)	☐ () の自宅近く ☐ 双方の自宅の中間地点 ☐ その都度協議 ☐ ()	☐ SNS () ☐ メール ☐ 手紙 ☐ 電話 ☐ ()
	☐ 宿泊あり (☐ に 回程度、 ☐)		
	☐ (☐ に 回程度、 ☐)		
子 3	☐ 宿泊なし (☐ に 回程度、 ☐)	☐ () の自宅近く ☐ 双方の自宅の中間地点 ☐ その都度協議 ☐ ()	☐ SNS () ☐ メール ☐ 手紙 ☐ 電話 ☐ ()
	☐ 宿泊あり (☐ に 回程度、 ☐)		
	☐ (☐ に 回程度、 ☐)		
子 4	☐ 宿泊なし (☐ に 回程度、 ☐)	☐ () の自宅近く ☐ 双方の自宅の中間地点 ☐ その都度協議 ☐ ()	☐ SNS () ☐ メール ☐ 手紙 ☐ 電話 ☐ ()
	☐ 宿泊あり (☐ に 回程度、 ☐)		
	☐ (☐ に 回程度、 ☐)		

その他(連絡方法や留意事項等を自由にお書きください)

※この合意書の書式は、様式が定まっているものではなく、一般的に必要と考えられる項目を記載しているものですので、父母双方が、お子さんの立場にたって、事案に応じて充実した内容を取り決めてください。

〒242-8601 大和市鶴間1-31-7（大和市保健福祉センター2階）

大和市 こども部 こども総務課 手当医療係

TEL 046(260)5608

